

令和2年度滋賀県職員採用選考受験案内（令和3年4月採用）

（作業療法士）

令和2年（2020年）12月25日
滋 賀 県

- 選考期日
第1次考査：令和3年1月30日（土）
第2次考査：令和3年2月14日（日）
 - 場所
滋賀県立総合病院（守山市守山五丁目4番30号）
 - 受付期間
受付開始日 令和2年12月25日（金）
受付締切日
ア 持参の場合
令和3年1月27日（水）まで
※8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜日、日曜日、祝日および令和2年12月29日（火）から令和3年1月3日（日）までを除く）。
イ 郵送の場合
令和3年1月25日（月）まで
※令和3年1月25日（月）までの消印有効
ウ インターネットの場合
令和3年1月25日（月）17時まで
※ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。
 - 採用の時期
原則として令和3年4月1日
ただし、免許を取得する見込みの者で、免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
 - 勤務先
総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター 等
※採用時の勤務場所は総合病院の予定です。
 - 問い合わせ先
滋賀県病院事業庁経営管理課（滋賀県立総合病院西館5階）
守山市守山五丁目4番30号
電話 077-582-5106
- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日および場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県病院事業庁のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

1 選考区分、採用予定人員および職務内容

選考区分	採用予定人員	主な職務内容
作業療法士	1人程度	県立病院における作業療法士としての業務

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

選考区分	所有すべき資格	年齢
作業療法士	作業療法士の免許を有する者（令和2年度中に行われる作業療法士国家試験を受験し、免許を取得する見込みの者を含む。）	昭和36年4月2日以降に生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期

選考区分	採用の時期
作業療法士	原則として令和3年4月1日 ただし、免許を取得する見込みの者で、免許を取得できなかった場合は、採用される資格を失います。

(2) 勤務場所

選考区分	勤務場所
作業療法士	総合病院、小児保健医療センター、精神医療センター 等

※採用時の勤務場所は総合病院の予定です。

(3) 給与等

選考区分	給料月額	備考
作業療法士	187,313円	短大3年課程卒業で職務経験がない場合の額

ア 給料は、給料月額の他にそれぞれの支給条件に応じて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、これらの額は、令和2年4月1日現在のものであり、改定される場合があります。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 選考

(1) 日時および場所

ア 第1次考査

日時 令和3年1月30日(土)午前9時30分集合

場所 滋賀県立総合病院(守山市守山五丁目4番30号) 新館4階講堂

イ 第2次考査

日時 令和3年2月14日(日)

場所 滋賀県立総合病院(守山市守山五丁目4番30号)

※上記は予定です。集合時間等の詳細は第1次考査の合格者に通知します。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日および場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県病院事業庁のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

(2) 方法

ア 第1次考査

種 目	内 容
専門試験	記述式により、識見、思考力、表現力、作業療法士としての素養等について試験を行います。
書類審査	必要な書類に基づいて審査します。

※使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用は、できません。)

イ 第2次考査

種 目	内 容
口述試験	作業療法士としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。
適性検査	公務員として必要な適性についての検査を行います。

※各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(3) 結果発表

ア 第1次考査 令和3年2月5日(金)までに通知する予定です。

イ 第2次考査 令和3年2月26日(金)頃に通知する予定です。

5 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 受験手続

出願時提出書類を受付期間内に、滋賀県病院事業庁経営管理課(滋賀県立総合病院内)に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に赤字で選考区分(「作業療法士」)を書いて、特定記録または簡易書留により送付してください。出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送で受け付けた場合は、受付票を郵送します。令和3年1月27日(水)までに受付票が到着しないときは、滋賀県病院事業庁経営管理課に問い合わせてください。

また、第1次考査当日に、第1次考査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備考
出願時	出願票1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	未使用の郵便はがき1枚	受付票として返送します。表面に宛先を明記してください。郵送で申し込む場合のみ必要です。
第1次 検査当日	受付票	受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。
	保有資格・学会発表等実績表1通	所定の用紙に記入してください。 免許所有者のみ。
	職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。 免許所有者のみ。
	受験資格を証明する認定証 原本および写し1部	原本は当日返却します。写しはA4サイズにしてください。 免許所有者のみ。
	作業療法士養成機関の成績 証明書1通と卒業（見込） 証明書1通	免許取得見込者のみ。

ウ 書類提出先

滋賀県病院事業庁経営管理課 〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号

② インターネットにより申し込む場合

ア 受験手続

受験案内をよく読んだ上で、しがネット受付サービスから申し込んでください。

https://s-kantan.jp/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

出願を受け付けた場合は、「しがネット受付サービス」から受付票ファイルのダウンロード方法をメールで送信しますので、受信後、受付票を印刷し所定の位置に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けて選考当日持参してください。令和3年1月27日(水)までにメールが届かない場合は、滋賀県病院事業庁経営管理課に連絡してください。

また、第1次検査当日に、第1次検査当日必要書類を持参してください。

イ 提出書類

提出時期	提出書類	備考
第1次考 査当日	受付票	メールで受信した受付票を印刷し、最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。 受験番号は、選考当日に指定します。
	履歴書1通	所定の用紙に最近6か月以内に撮影した写真を貼り付けてください。
	口述試験用面接カード1通	所定の用紙に記入してください。

保有資格・学会発表等実績表 1通	所定の用紙に記入してください。 免許所有者のみ。
職務経歴票1通	所定の用紙に記入してください。 免許所有者のみ。
受験資格を証明する認定証原 本および写し1部	原本は当日返却します。写しはA4サイズにして ください。 免許所有者のみ。
作業療法士養成機関の成績証 明書1通と卒業（見込）証明 書1通	免許取得見込者のみ。

(3) 出願票等の交付

所定の用紙は、滋賀県病院事業庁経営管理課で交付します。

また、郵送を希望される方は、下記の問い合わせ先まで電話で請求するか、郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県職員採用選考受験願書請求」と書き、選考区分（「作業療法士」）、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課宛て請求してください。

滋賀県病院事業庁のホームページからダウンロードした用紙を使うこともできます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>

(4) 受付期間

受付方法	受付期間
持参	令和2年12月25日(金)から令和3年1月27日(水)まで ※ 8時30分から17時15分まで受け付けます（土曜日、日曜日、祝日および令和2年12月29日(火)から令和3年1月3日(日)までを除く）。
郵送	令和2年12月25日(金)から令和3年1月25日(月)まで ※ 令和3年1月25日(月)までの消印有効
インターネット	令和2年12月25日(金)正午から令和3年1月25日(月)17時まで ※ ただし、県の電子申請システムの管理運営の都合上変更する場合があります。

6 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 問い合わせ先

滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4番30号

電話 077-582-5106

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日および場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県病院事業庁のホームページで最新の情報を確認するようにしてください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/byouin/bosyuu/>